

## 御前崎市ホームページ広告取扱要領

(平成 23 年 11 月 22 日告示第 147 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、御前崎市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開している御前崎市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ内に表示される広告画像で、指定の WEB ページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 3 条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、御前崎市広告掲載要綱（平成 23 年御前崎市告示第 137 号。以下「要綱」という。）及び御前崎市広告掲載基準（平成 23 年御前崎市告示第 138 号）の規定に準ずるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の掲載ページ及び位置)

第 4 条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

第 5 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 125 ピクセル

(2) 形式 GIF（透過 GIF 不可）・JPEG・PNG

(3) データ容量 4 キロバイト以下

2 前項と異なる規格については、市長が別に定める。

(広告の掲載料金)

第 6 条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの（以下「市内業者」という。）は、1 枠あたり月額 5,000 円、市内業者以外のものについては、1 枠あたり月額 10,000 円とする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1 箇月を単位とし、連続する掲載期間は 12 箇月を限度とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告掲載希望者は、御前崎市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）に、掲載しようとする広告案を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の御前崎市ホームページ広告掲載申込書を受理したときは、要綱第4条に規定する御前崎市広告審査委員会の審査を経た後、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に対し御前崎市ホームページ広告掲載申込結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 広告掲載希望者が募集広告枠数を超えた場合で、かつ、要綱第3条による広告掲載の順位が同等と判断したときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料金の納付)

第10条 前条に規定する広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載を開始する日の10日前までに、第6条に規定する掲載料金を掲載期間に応じて、一括納付するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の掲載内容等掲載された広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第3条第1項に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 広告主が第10条の規定による掲載料金の納付をしないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、御前崎市ホームページ広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第13条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第3号の規定による広告掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る、)は、既納の掲載料金の額のうち、市長が広告掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。)に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、御前崎市ホームページ広告掲載料金還付請求書(様式第4号)により市長に請求するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り下げたときは、納付済みの掲載料金は返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第 15 条 広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満のときは、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない事由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満のときは、掲載期間の延長は行わない。

(委任)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1(第 8 条関係)

御前崎市ホームページ広告掲載申込書

「別紙参照」

様式第 2(第 9 条関係)

御前崎市ホームページ広告掲載申込結果通知書

「別紙参照」

様式第 3(第 12 条関係)

御前崎市ホームページ広告掲載取消通知書

「別紙参照」

様式第 4(第 13 条関係)

御前崎市ホームページ広告掲載料金還付請求書

「別紙参照」